

- ◆ 当ファンドの購入時手数料はありません。
- ◆ 当ファンドの分配金は自動的に再投資されます。
- ◆ 購入は 1,000 円以上の 1 円単位の金額指定で受け付けます。
- ◆ 購入代金は申込期間における毎営業日に、当社の指定する銀行口座へお振込みください。
- ◆ 換金は 1 口以上の口数指定または 1 円単位の金額指定で受け付けます。
- ◆ 購入・換金ともに、毎営業日の午後 3 時 30 分までに受け付けたものを当日のお申込みとします。

目論見書補完書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

レオス・キャピタルワークス株式会社

この書面、および目論見書の内容をよくお読みください。

■当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

レオス・キャピタルワークス株式会社（以下「当社」といいます。）は、当ファンドの運用の指図等、当ファンドの受益権の募集・分配金の再投資等を行ないます。

■当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行なう金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 2 項の規定に基づく第二種金融商品取引業および金融商品取引法第 28 条第 4 項の規定に基づく投資運用業であり、投資信託の運用指図等および当社が自ら発行する投資信託の受益権の募集・分配金の再投資等を行ないます。投資信託のお取引は、次の方法により行なわれます。

○お取引にあたっては、総合取引口座、投資信託受益権振替決済口座の開設が必要となります。

○お取引のご注文に際し、原則として、あらかじめ当該注文に係る代金の全額を当社の指定する銀行口座にご入金いただいたうえで、お客様にご購入される投資信託を選択していただくことで、ご注文をお受けいたします。

○お取引が成立した場合には、「取引報告書」をお客様に交付いたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。

○お取引をいただいたお客様には、お客様のお取引内容およびお取引後の投資信託の残高を記載した「取引残高報告書」を 3 ヶ月(直近に「取引残高報告書」を作成した日から 1 年間、お客様との間で「お取引」が成立していない場合であって、投資信託の残高があるときは、1 年を経過する日)ごとに作成し、交付いたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。

■当社の概要

商 号 等 : レオス・キャピタルワークス株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 1151 号
代表者の役職氏名: 代表取締役社長 藤野英人
加 入 団 体 : 一般社団法人 投資信託協会
一般社団法人 日本投資顧問業協会
対象事業者となっている
認定投資者保護団体: なし
主 な 事 業 : 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業
設 立 年 月 日 : 2003 年 4 月 16 日
資 本 金 : 3 億 22 百万円 (2025 年 5 月末現在)
本 店 所 在 地 : 〒100-6227 東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
お問い合わせ先: レオス・キャピタルワークス株式会社 コミュニケーション・センター
(電話) 03-6266-0123
営 業 時 間 : 午前 9 時～午後 5 時
ホ ー ム ペ ー ジ : <https://www.rheos.jp/>

■苦情および紛争解決措置

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、金融分野に精通したあっせん人が中立・公正な立場で間に入り、裁判によらないで話し合いでの紛争解決を目指す仕組みです。
当社は上記加入協会から苦情の解決および紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120－64－5005）を利用することにより金融商品取引業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。

※この書面は、投資信託説明書（交付目論見書）の一部を構成するものではなく、この書面の情報は投資信託説明書（交付目論見書）の記載情報ではございません。